

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	健康福祉政策課	整理番号	1-3
許認可等の種類	社会福祉法人の解散の認可又は認定			
根拠法令条例等・条項	社会福祉法第46条第2項			
許認可等の概要	社会福祉法人の解散(法第46条第1項第1号又は第3号に掲げる事由による解散)の認可又は認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>・社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号) <第46条第1項> 社会福祉法人は、次の事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 評議員会の決議 2 定款に定めた解散事由の発生 3 目的たる事業の成功の不能 4 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。) 5 破産手続開始の決定 6 所轄庁の解散命令 <p>・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号) 別紙1「社会福祉法人審査基準」</p> <p>・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号) 別紙「社会福祉法人審査要領」</p>			
基準の制定根拠	<p>・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)</p> <p>・「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号)</p>			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(事例が稀であり、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難。)			
期間の制定根拠	—			